

平成29年度 第1回恵庭市情報公開・個人情報保護審査会

平成30年2月7日(水) 13時30分～

市役所2階 202会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 諮 問

4 議 事

- (諮問事項)
- ① 法令に基づく調査権限を有する課に対する生活保護受給の開始、停止及び廃止の情報の提供について
 - ② ひとり親家庭支援事務(児童扶養手当・ひとり親医療費助成)利用者情報の目的外利用について

5 その他

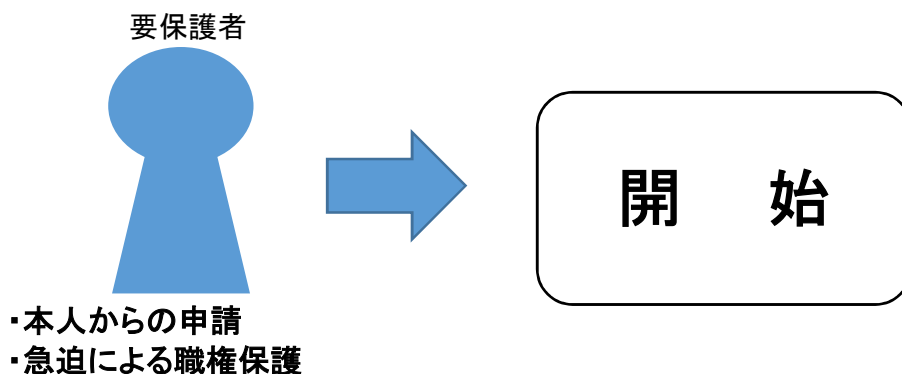
6 閉 会

様式第10号

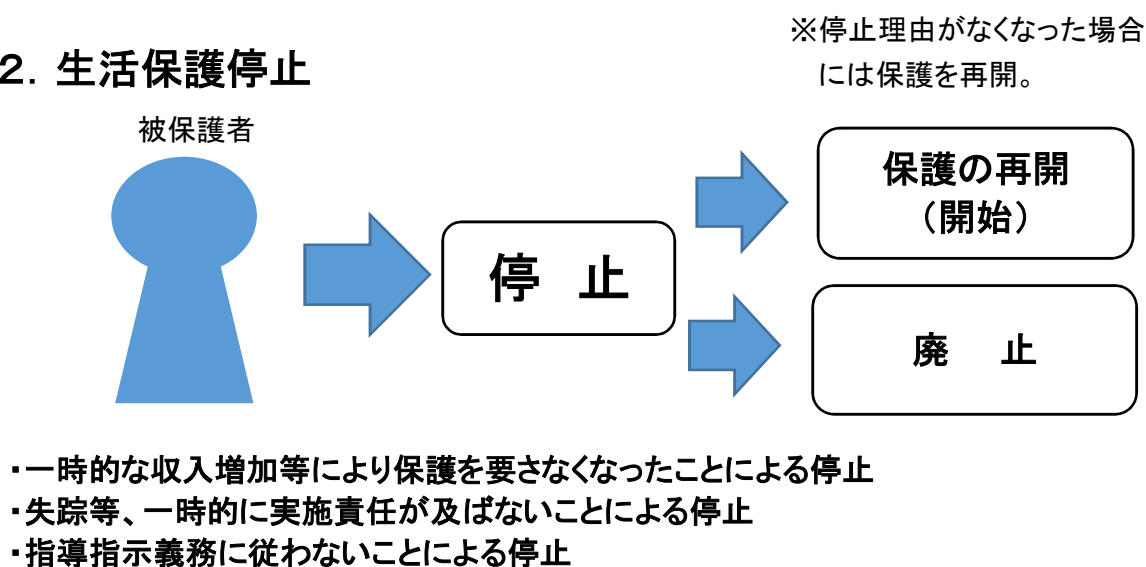
個人情報保護制度運営審査諮問書 (記 号) 年 月 日	
恵庭市情報公開・個人情報保護審査会 会長 亀 石 和 代 様 実施機関の長 ㊟ 恵庭市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により個人情報保護制度の運営審査事項について諮問いたします。	
諮 問 事 項 の 区 分	☐ 本人以外のものからの個人情報の収集(第7条第3項第6号) ☐ 要配慮個人情報の収集(第7条第5項第2号) ☒ 目的外利用(第9条第1項第4号) ☐ 外部提供(第9条第1項第4号) ☐ オンライン結合による提供(第10条第2号) ☐ 開示をしないことができる保有個人情報の判断(第18条第5号)
諮問事項に係る個人情報 の件名又は内容	法令に基づく調査権限を有する課に対する生活保護受給の開始、停止及び廃止の情報の提供について
諮 問 内 容	市税、国民健康保険税、介護保険料等の賦課徴収業務に従事する職員(徴税吏員)にあつては、適正に賦課徴収業務を行うため法令等に調査権限を付与されております。 現在、当該調査権限に基づき毎月又は随時、調査対象者の生活保護受給の有無について調査を行いますが、調査対象者が膨大であり、回答には多くの時間と労力を強いられている状況にあります。 また、生活保護の開始にあつては課税の法定免除、生活保護の停止及び廃止にあつては随時課税等の手続を遅滞なく行わなければならない、早期の生活保護の開始及び廃止の情報を取得する必要があります。 以上のことから、賦課徴収業務等を適正に執行するため、生活保護受給者の異動情報を福祉課から調査権限を有する提供先に提供することについて諮問するものであります。 (別紙1) 提 供 先：税務課、納税課、国保医療課、介護福祉課、子育て支援課、経営管理課 提供情報：生活保護の開始、停止及び廃止年月日、世帯員全員の氏名カナ、氏名、住所、続柄、性別生年月日
主 管 課	保健福祉部福祉課

生活保護業務の概要

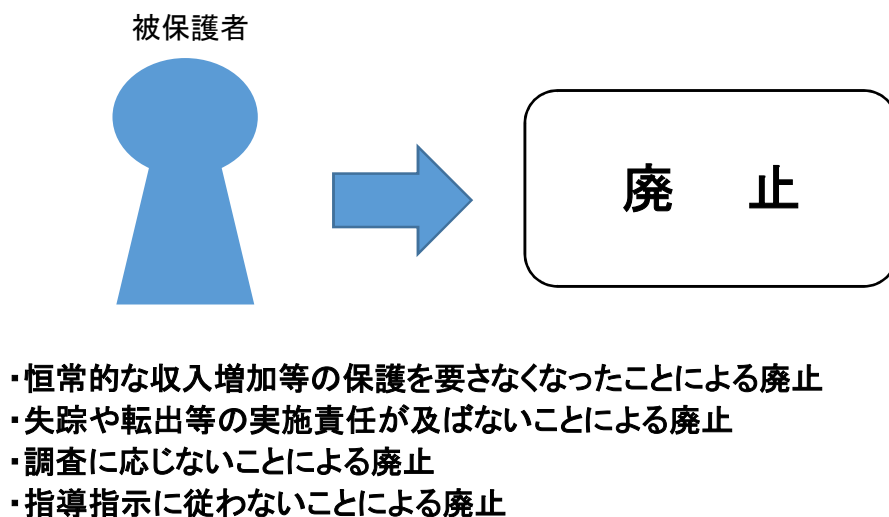
1. 生活保護開始



2. 生活保護停止



3. 生活保護廃止



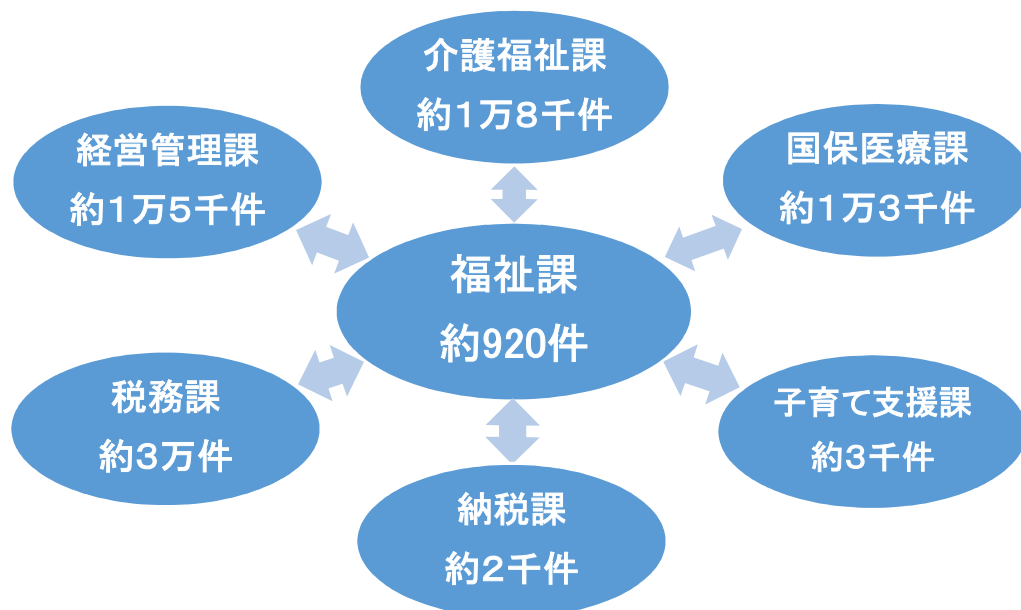
(別紙3)

保有課	提供情報	提供課	業務内容	根拠法令
福祉課	生活保護の 開始・廃止情報	経営管理課	債権管理業務	地方自治法第231条の3
		税務課	市税の賦課業務	地方税法第20条の11
			市税の法定免除業務	
		納税課	市税の滞納処分	地方税法(税の種類によって根拠規定が異なる。)
		介護福祉課	介護保険料の賦課業務	介護保険法第203条
			介護保険給付業務	
			地域支援事業に係る業務	
			介護保険料の滞納処分	介護保険法第144条
		国保医療課	国民健康保険資格の取得・喪失業務	国民健康保険法第113条の2
			後期高齢者医療保険料の滞納処分	高齢者の医療の確保に関する法律第113条
		子育て支援課	保育園等保育料徴収業務	児童福祉法第56条

【現在の状況】

(別紙4)

○調査時期:毎月又は随時

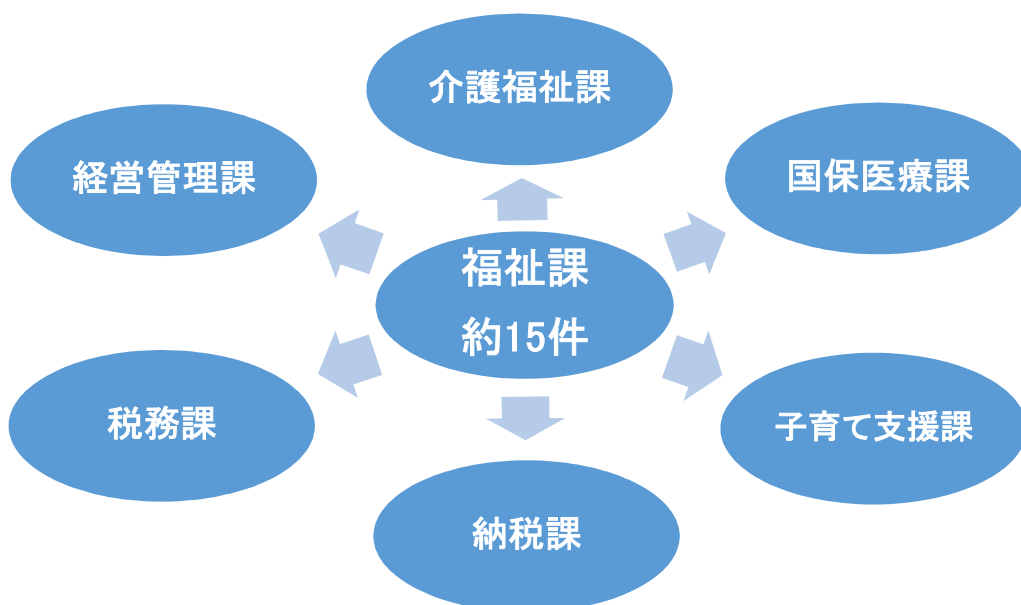


メリット: 必要最低限の情報提供をすることができる。

デメリット: 膨大な調査量であるため、手間及び時間を要する。

【今後の状況】

○回答時期:毎月



メリット: 対象者のみを抽出するため、手間及び時間を削減できる。

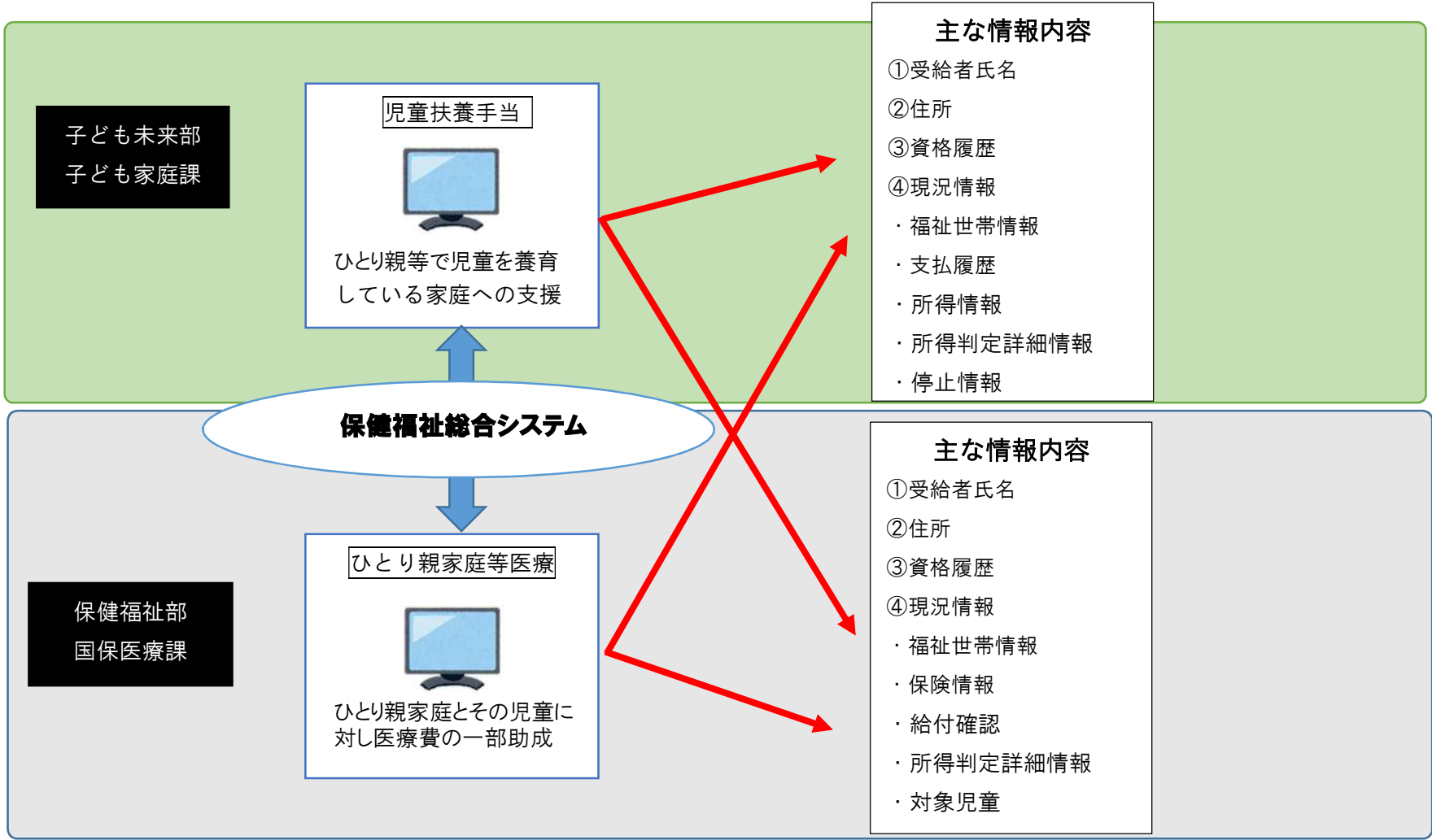
デメリット: 調査の対象としない者の情報も提供することになる。

様式第10号

個人情報保護制度運営審査諮問書 (記 号) 年 月 日	
恵庭市情報公開・個人情報保護審査会 会長 亀 石 和 代 様 実施機関の長 ㊦ 恵庭市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により個人情報保護制度の運営 審査事項について諮問いたします。	
諮 問 事 項 の 区 分	☐ 本人以外のものからの個人情報の収集(第7条第3項第6号) ☐ 要配慮個人情報の収集(第7条第5項第2号) ☒ 目的外利用(第9条第1項第4号) ☐ 外部提供(第9条第1項第4号) ☐ オンライン結合による提供(第10条第2号) ☐ 開示をしないことができる保有個人情報の判断(第18条第5号)
諮問事項に係る個人情報 の件名又は内容	ひとり親家庭支援事務(児童扶養手当・ひとり親医療費助成) 利用者情報の目的外利用について
諮 問 内 容	子ども家庭課が所管する児童扶養手当業務及び国保医療課が 所管するひとり親家庭等医療費助成の対象者は、ひとり親家庭等 としております。 本来、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成について は、申請等により資格要件を審査し決定又は喪失となりますが、 申請等を適正に行わない者に対しては、資格要件を把握すること ができず、支給資格のない者に対し助成等を行ってしまうことと なります。 よって、助成等の対象者がひとり親家庭等に限定している両事 業の受給者の情報を相互に把握することにより、適正な事務の執 行ができることから、両事業の受給者の情報を相互に目的外利用 することについて諮問いたします。 ○提供を行う業務名 ①「児童扶養手当」 ②「ひとり親家庭等医療費助成」 ○主な情報の内容 ①対象者氏名 ②住所 ③資格履歴 ④現況情報
主 管 課	子ども家庭課・国保医療課

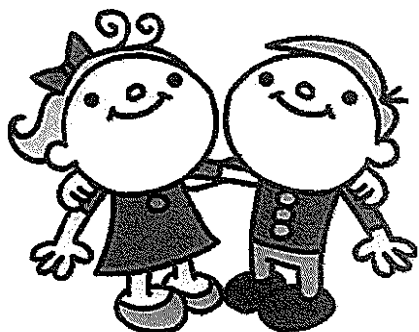
保健福祉総合システム（児童扶養手当事務・ひとり親家庭等医療費助成）

児童扶養手当業務とひとり親家庭等医療助成制度は、対象者が同一であるため相互の情報連携を行うことにより、対象者の捕捉や受給要件の確認においてメリットがある。



児童扶養手当 のしおり

母子・父子家庭が自立した生活を送ることを
支援するための制度です



平成29年4月1日改正

恵庭市役所 子ども未来部
子ども家庭課給付担当(②番窓口)
TEL(0123)33-3131(内線1243)

児童扶養手当

児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

1 受給資格者

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)を監護している母や生計を同じくしている父、父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

なお、児童が、心身に中程度以上の障害を有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ① 父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- ② 父又は母が死亡した児童(注:受給できない場合があります。)
- ③ 父又は母が重度の障害(国民年金の障害等級1級相当)にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 父母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 父母とも不明である児童

父又は母の重度の障害とは以下に該当する場合をいいます。

- 1 両眼の視力の和が0.04以下
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上
- 3 両上肢の機能に著しい障害がある
- 4 両上肢のすべての指を欠く
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害がある
- 6 両下肢の機能に著しい障害がある
- 7 両下肢を足関節以上で欠く

- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害がある
- 9 前各号のほか、身体機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害がある
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害がある
- 11 傷病が治らないで、身体機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害がある(厚生労働大臣が定める)

※次のような場合は、手当を受けることができません。
児童が

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 労働基準法等の規定による遺族補償を受けることができるとき
- ③ 児童福祉施設等又は里親に委託されているとき
- ④ 父又は母の配偶者(内縁関係を含む)に養育されているとき(父又は母が重度の障害にある場合を除く)

父・母又は養育者が

- ① 日本国内に住所がないとき

2 手当を受ける手続き

手当を受けるには、住所地の市区町村で認定請求書に次の書類を添えて手続きしてください。

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本(外国人の方は登録済証明書)
- ② 年金手帳
- ③ 預金通帳
- ④ 印鑑
- ⑤ 個人番号通知(マイナンバー)カード(世帯全員分)
- ⑥ その他必要書類(所得証明等)

3 手当の支払

手当は、認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。支払は、4月、8月、12月の年3回、受給者が指定した金融機関に振り込まれます。

4月11日	12月～3月分
8月11日	4月～7月分
12月11日	8月～11月分

※振込日が休日に該当する場合は、前日になります。

4 手当の額

手当の額は、「全部支給」と「一部支給」とがあります。金額は下記のとおりです。(H29.4～)

児童数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人	42,290円	9,980～42,280円
2人	52,280円	14,980～52,260円
3人	58,270円	17,980～58,240円

(児童が4人以上のときには、1人増えるごとに所得に応じて、3,000円～5,980円加算されます。)

※手当額は所得に応じて決定されます。

5 支給の制限

手当を受ける人の前年の所得が政令で定める額以上である場合は、その年度(8月～翌年7月まで)は、手当の全部又は一部の支給が停止されます。

また、手当を受ける人の配偶者・生計を同じくする扶養義務者(父母兄弟姉妹など)の所得が政令で定める額以上である場合は、手当の全部の支給が停止されます。

＜児童扶養手当所得制限限度額表＞(単位：万円)

扶養親族 の数	請求者(本人)		配偶者、扶養 義務者、孤児 等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	19.0	192.0	236.0
1人	57.0	230.0	274.0
2人	95.0	268.0	312.0
3人	133.0	306.0	350.0
4人以上	以下38.0万 円つつ加算	以下38.0万 円つつ加算	以下38.0万 円つつ加算

受給している養育費の8割相当額も含まれます。

6 手当を受けている方の届け出

手当受給中は次のような届け出等が必要です。

対象児童が増えたとき

手当額改定請求書を出してください。請求の翌月から手当が増額されます。

対象児童が減ったとき

手当額改定届を出してください。減った日の翌月から手当が減額されます。

現況届の提出

毎年8月1日から8月31日までの間に届け出て、支給要件審査を受けてください。この届を出さないと、8月以降の手当が受けられません。

なお、2年間届をしないと資格がなくなります。

受給資格がなくなったとき

資格喪失届を出してください。

受給者が死亡したとき

受給者死亡届を戸籍法の届け出義務者が出してください。

証書をなくしたとき

証書亡失届を出してください。

上記以外に届け出内容に変更があったとき

その変更に応じた変更届を出してください。氏名、住所、金融機関(名義変更を含む)、扶養義務者との同居、別居等。

*届け出が遅れたり、しなかったりすると、手当の支給が遅れたり、受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。

7 受給資格がなくなる場合

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、すぐに市区町村へ届け出てください。

受給資格がなくなってから受給された手当は、全額返還しなければなりません。

- ① 児童が18歳に達する日以降の年度の最初の3月31日になったとき。(心身に障害があるときは20歳になったとき)
- ② 手当を受けている父又は母が婚姻したとき(法律上の結婚だけでなく、内縁関係や生計を共にしたときも含みます。)
- ③ 遺棄していた父又は母から連絡、訪問、送金があったとき
- ④ 刑務所に拘禁されている父又は母が出所したとき(仮出所も含みます。)
- ⑤ 児童が父又は母と生計を共にするようになったとき
- ⑥ 児童が施設に入所したとき
- ⑦ 養育者が児童と別居するようになったとき
- ⑧ 父又は母が児童を監護しなくなったとき
- ⑨ 児童が死亡したとき

*この手当は、支給開始月から起算して5年又は、支給要件に該当するに至った日から起算して7年を経過したときは、手当の2分の1が支給停止(減額)になります。ただし、期限までに必要書類を提出して頂いた場合は、これまで通り所得額に応じた手当が支給されます。



ひとり親家庭等医療費受給者の方へ



○ お渡しした受給者証を今一度ご確認ください、内容に誤りがあった場合などは、速やかにご連絡ください。

受給者証の有効期限は、7月31日※です。以降は、新たな年度の所得課税状況等に基づき再判定を行い、自動更新の上受給者証を交付いたします。

なお、所得状況等が不明の場合は、「更新案内」を差し上げますので、更新手続きをお願いいたします。(更新手続きがないと、受給者証が発行されません。)

※ 対象児童が18歳以上のひとり親医療の場合は、年齢到達による対象児童の有効期限までとなります。自動更新はされません。(更新可能な場合は別途更新案内をします。)

＜受給者証の使い方＞ 詳しくは受給者証内面をごらんいただくか担当までお問合せください。

道内で医療機関を受診するときは、健康保険証と一緒に窓口で提示のうえ、受給者負担額をお支払ください。(現物給付)

道外で医療機関を受診するときは、受給者証は使えません。健康保険の自己負担額をお支払になり、受診した翌月以降、市役所の窓口で助成の申請をしてください。(償還払い)

※ 「親」の市外での外来受診(調剤含む)についても、医療機関窓口で受給者証が使えません。

＜他の公費をお持ちの方＞

小児慢性疾患・特定疾患・更生医療など、他の公費の受給者証をお持ちの方は、原則、医療機関窓口で、この受給者証を使えません。公費の受給者証の自己負担額をお支払いただき、受診の翌月以降、償還払いの手続きをお願いいたします。



＜この受給者証で助成を受けられる人は、次の要件を充たす方です＞

健康保険の被保険者(組合員)又は被扶養者で、恵庭市に住所があるか、恵庭市の国民健康保険の被保険者である人で、本人及び扶養義務者(保護者)の前年所得※が、所得上限額を超過しない人(※1月から7月までの間においては前々年の所得)で、次の方。

18歳未満の子ども(対象児童)を扶養又は看護するひとり親、または20歳の誕生日が属する月の月末までの子ども(対象児童)を扶養するひとり親及びその対象児童。

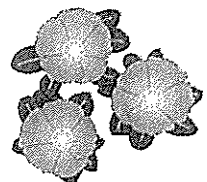
(ひとり親医療では、恵庭市に住所がある親に扶養又は監護されている場合は、他市に住所があっても資格認定されることがあります)

※ 事実婚等で児童扶養手当の資格がなくなった場合、ひとり親医療資格も喪失します。

また、対象児童が就職をし、健康保険の被保険者となった場合は、原則ひとり親家庭等医療の受給資格がなくなります。

資格喪失要件があった場合は、速やかに喪失手続きをお願いします。

なお、資格喪失後の受診分は、医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。



恵庭市の医療助成について（重度医療・ひとり親医療・子ども医療）

・健康保険に変更があったときは

この受給者証は、お使いの健康保険の自己負担額（^{3割}
^{2割}（未就学児）
^{1割}（後期高齢））の一部を助成するもの
です。お使いの健康保険が変わったときは、必ず変更の届出をお願いします。

恵庭市より加入している保険者へ、新規取得・変更等の連絡をしています。

お届出がなかった時は、場合により助成済み医療費の返還をもとめることがあります。

・医療費が高額になりそうなときは ～「限度額適用認定証」利用のお願い

高額な医療費がかかったときには、健康保険上の自己負担額の月額上限を超えた金額が、保険者から給付されます。（「高額療養費」といいます。中には、更に付加給付として自己負担額の一部を給付する保険者もあります。）

恵庭市では、現物給付時（窓口で受給者証を提示するとき）は、「高額療養費」相当額を含んだ自己負担額を助成していますが、本来は「高額療養費」・「付加給付」相当額を除いた額に対して、助成します。入院などで医療費が高額になりそうなときには、あらかじめ保険者から発行される「限度額摘要認定証」を受領し、医療機関窓口で提示いただけますようお願いいたします。（上限額が適用されます。）

なお、医療費が高額になった時、限度額認定証の適用がなかった場合や、合算適用があった場合は、受給者に代わって高額療養費等を受領するため、高額療養費代理受領委任状を提出いただきます。（別途通知いたします。）

ただし、保険者によっては、代理受領ができない場合があります。受給者が、高額療養費等を受け取った場合は、後日、相当額を市に返還いただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

・交通事故など第三者の行為による負傷や学校内等でのけがについて

交通事故など、第三者の行為による負傷について、恵庭市医療助成受給者証を使用している場合は、必ず「加入している健康保険」及び「恵庭市国保医療課医療助成担当」まで、ご連絡願います。

また、保育所・幼稚園・学校内でのけが等により、「日本スポーツ振興センター」から医療費が助成される場合は、助成対象外となりますので受給者証を使用しないでください。

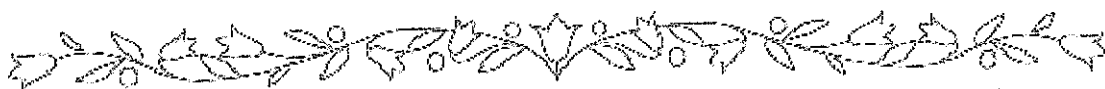
・その他、住所や氏名など申請時にお届出された事項について変更があった場合は、変更届の提出をお願いします。



お問い合わせ・お届け先：

〒061-1498 恵庭市 保健福祉部 国保医療課 医療助成担当

TEL:0123-33-3131 内線 1166





<ひとり親家庭等医療の受給者負担額 について>



○ 親初（未就学児及び非課税世帯の方）

初診時一部負担金のみ

※ 初診時一部負担金 医科 580 円、歯科 510 円、柔道整復 270 円

○ 親課（課税世帯の方）

1割負担 ※ ただし、親の通院は2割負担

・ 課税世帯の自己負担上限額（H29.8 受診分より変更があります）

通院分の医療費 14,000 円／月 年額上限 144,000 円

入院を含む医療費 57,600 円／月（多数回該当の場合 44,400 円）

年額上限の期間（1年間）は8月1日～翌年7月31日です。

多数回該当とは、過去12月のうち3回以上上限を超える月があった場合の4回目以降です。

月又は年の上限額を超えた場合は手続きにより医療費の助成が受けられます。（高額医療費）
手続きには医療費の領収書が必要ですので、破棄されないようご注意願います。

○ 基本利用料（訪問看護）は、年齢及び市民税課税・非課税の別にかかわらず1割負担。

課税世帯の月額上限は 14,000 円（他の医療費と合算可）、非課税世帯の月額上限は 8,000 円。

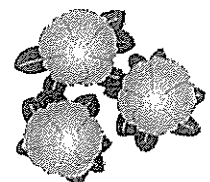


・ 償還払い申請に必要なもの（月額・年額上限を超えた場合の申請も同様）

領収書、受給者証、保険証、印鑑、振込口座がわかるもの

※ 補装具の場合は、先に保険者へ療養費の申請をして、決定があった後の手続きとなります。

領収書のほかに、医師の診断書・保険者の決定通知書が必要です。



所得制限額表

〔ひとり親〕

(単位：千円)

老 扶	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
0 人	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880	4,260
1 人		2,800	3,180	3,560	3,940	4,320
2 人			3,240	3,620	4,000	4,380
3 人				3,680	4,060	4,440
4 人					4,120	4,500
5 人						4,560

* 給与所得の方は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から、又、給与以外の収入の方は、所得額から、下記各種控除額を差し引いた残額が上記「所得制限額表」の範囲内であれば医療費の助成対象となります。

* 制限額表の見方

例：扶養 3 人→縦列 0 人と横列 3 人のぶつかった額＝3, 5 0 0 千円

扶養 3 人(内老人 1 人)→縦列 1 人と横列 3 人のぶつかった額＝3, 5 6 0 千円

内老人＝満 7 0 歳以上の老人扶養数

* 各種控除

雑損控除、医療費控除、小規模共済控除、配偶者特別控除（市町村民税ベース）、
障害者控除（特別 4 0 万円、普通 2 7 万円）、勤労学生控除（2 7 万円）、社会保険料
控除相当額 8 万円